

室蘭市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中一部改正の  
件

室蘭市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のよう  
に改正したい。

令和5年11月30日提出

提 出 者	室蘭市議会議員	南 川 達 彦
	〃	高 橋 直 美
	〃	西 岡 忠 広
	〃	我 妻 静 夫
	〃	水 江 一 弘
	〃	柏 木 隆 寿

室蘭市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(室蘭市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 室蘭市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成10年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 室蘭市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和5年12月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

本年度の人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準拠し、市議会議員の期末手当の支給割合の改定を行いたいので、本案を提出する。